

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年2月9日（平成28年（行情）諮問第129号）

答申日：平成28年5月20日（平成28年度（行情）答申第73号）

事件名：特定の行政文書ファイル「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定税務署Aが保有する2015年8月5日現在の行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）77P-レコード識別番号100912976，大分類 特定名称，中分類 9不服申立・訴訟，小分類 不服申立作成時期2010年6月2日付けの「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」全部」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙に掲げる8文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，一部開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年10月1日付け特定記号第2022号により，特定税務署Aの税務署長（以下「処分庁」という。）が行った本件対象文書の一部開示決定（以下「原処分」という。）について，これを取り消し，開示請求文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね次のとおりである（なお，審査請求人が添付している資料は省略する。）。

##### （1）審査請求書

請求した文書は開示されていない，別の文書と差し違えられている。請求文書の開示を求める。

開示された文書は行政管理文書ファイル記載の取得時期及び文書に記載された取下げ日から当然に特定される起算日が異なっている。

一箇所だけの誤りならともかく，二箇所誤りを犯すことは通常あり得ない。

処分庁は，公文書偽造にもなりかねないことを承知で別の文書を開示したものとする。

速やかに請求文書を開示せよ。

##### （2）意見書

諮問庁の理由説明書によれば、二箇所日付を誤って入力したことになる。絶対にはないとはいえないが、めったにないことであろう。

審査請求人は、処分庁に複数の不服審査関係ファイルについて何度か開示請求をしている。

請求目的は、処分庁の異議決定書は不服申立ファイルに属さず、申告書・決議書等関係ファイルに綴られるという回答は、特定税務署 B や広島国税局の見解と違背していること、一連の手続きや結果に係る一連の文書群を綴るまとまりが行政文書ファイルであることからすれば、異議決定書が不服申立ファイルから外されることは考えがたいことから異議決定がなされた事案について、不服申立ファイルに異議決定書が綴られているものを見つけ出すことである。しかし、今のところ一部開示された文書の多くは異議申立てを取り下げて（セットとして職権で減額更正が行われている場合が多い）いる事案である。

資料 1 によれば、異議申立ての取り下げ率はおおむね 5 ～ 10 % となっている。

あまりにも特定税務署 A 管内の取り下げ率が多くないか。

納税者が異議申立てを取り下げている場合のほとんどは、申立日が期限を過ぎていた、申立て中に異議申立人が一部処分の取消しすら無理であろうと再考したケースのはずだが、審査請求人が処分庁から入手したものは、課税処分庁の判断で課税処分の全部あるいは一部が取り消されている。納税者からの更正の請求は不服申立事案でない（現にこの文書にも結果としてしか引用されていない）ことからすれば、課税庁の減額更正処分に係る文書は申告書・決議書等関係ファイルに綴られるはずである。

異議申立てが取り下げられた場合に異議申立書が不服申立ファイルに綴られ、異議申立てが有効になされ、異議決定書が作成された場合には異議決定書が不服申立ファイルに綴られず、申告書・決議書等関係ファイルに綴られるという規定や根拠は示されたことがなく不合理でバランスの悪い主張である。

審査請求人は、開示された文書は処分庁が不服審査ファイルではなく申告書・決議書等関係ファイルで時期が近接して作成されたものを不服審査ファイルから抽出したと偽って一部開示したものと考えている。刑事事件と異なり一事不再理ではないから、今後とも異議決定書の属するファイルの在処を開示請求していく。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、特定税務署 A の税務署長（処分庁）に対して、「特定税務署 A が保有する 2015 年 8 月 5 日現在の行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）77P-レコード識別番号 100912976、大分

類 特定名称, 中分類 9 不服申立・訴訟, 小分類 不服申立 作成時期 2010年6月2日付けの『不服審査関係書類(別表第1に該当しないもの)』全部の開示を求めるものである。

処分庁は, 本件開示請求を受け, 別紙に掲げる文書(本件対象文書)を特定の上, 平成27年10月1日付け特定記号第2022号により, 本件対象文書の一部には, ①特定の個人に係る情報が記載されており, 当該情報は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより, 特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法5条1号に該当すること, ②法人等又は事業を営む個人を特定できる情報が記載されており, これは, 法人等に関する情報であって, 公にすることにより, 特定の法人が税務調査を受けた事実の有無や取引先との関係, 財務状況等が明らかになり, 同業他社との競争関係において不利となるなど, 当該法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから法5条2号イに該当すること, ③当該部分が開示されることにより, 税務行政に対する信頼が損なわれ, 税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため, 法5条6号本文に該当することを不開示の理由として, 一部開示決定(原処分)を行った。

これに対して審査請求人は, 「請求した文書は開示されていない, 別の文書と差し違えられている。請求文書の開示を求める。」と主張することから, 以下, 原処分の妥当性について検討する。

## 2 原処分の妥当性について

審査請求人に開示した文書について, 諮問庁職員をして処分庁に確認したところ, 行政文書ファイル(レコード識別番号100912976)に保存されている文書と一致した。

したがって, 本件対象文書は本件開示請求に係る文書と同一であるから, 原処分は妥当であると認められる。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は, 「開示された文書は行政管理文書ファイル記載の取得時期及び文書に記載された取下げ日から当然に特定される起算日が異なっている。」と主張する。

この点について, 諮問庁職員をして処分庁に確認したところ, 当該行政文書ファイルを作成した際に「作成(取得)時期」欄に「2010年6月21日」, 異議申立取下書の提出があった際に「起算日」欄に「2011年4月1日」とそれぞれ入力すべきところ, 誤って「2010年6月2日」, 「2012年4月1日」と入力したものであるとのことであり, 処分庁の説明に不自然, 不合理な点は認められない。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分の妥当性を左右するものではない。

#### 4 結論

以上のことから、本件対象文書は本件開示請求に係る文書と同一であるから、それを開示することとした原処分は妥当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年2月9日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同月25日 審議
- ④同年3月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤同年4月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同年5月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、「特定税務署Aが保有する2015年8月5日現在の行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）77P-レコード識別番号100912976，大分類 特定名称，中分類 9不服申立・訴訟，小分類 不服申立 作成時期2010年6月2日付けの「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」全部」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号，2号イ及び6号柱書きに該当するとして一部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分では請求した文書は開示されておらず、別の文書と差し違えられているとして、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定した理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

ア 本件開示請求は、特定税務署Aの行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）に記載のあるレコード識別番号100912976の作成時期2010年6月2日付けの「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」の全部の開示を求めるものである。

イ 当該行政文書ファイル管理簿に記載された当該レコード識別番号に係る「作成（取得）時期」欄には、異議申立書が提出された2010年6月21日を、「起算日」欄には、異議申立取下書の提出があった日の属する年度の翌年度開始日である2011年4月1日をそれぞれ入力すべきであったが、担当者が単純に数字の入力誤りをしたために、

それぞれ正しくない年月日が入力されたものである。

ウ そのため、当該行政文書ファイルの作成（取得）時期（2010年6月21日）は、開示請求者（審査請求人）が開示を求める行政文書の作成時期（2010年6月2日）とは異なっているものの、当該行政文書ファイルは、開示請求者が開示を求める行政文書に係る①レコード識別番号、②大分類、中分類及び小分類の各項目の名称、及び③行政文書ファイル名と符合するものであったことから、処分庁は、当該行政文書ファイルに編てつされていた本件対象文書を本件請求文書に該当する文書として特定した。

エ 特定税務署Aの担当者において当該行政文書ファイルが保管されている書庫及び事務室を入念に探索したが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認されなかった。

(2) 諮問庁から、本件対象文書及び特定税務署Aの行政文書ファイル管理簿の該当箇所の写しの提出を受け、当審査会において確認したところ、まず、本件対象文書は、特定税務署Aに対し、平成22年6月21日に提出された「重加算税に対する異議申し立て書」及び平成22年7月28日に提出された「異議申立取下書」など、別紙に掲げる8文書から構成されているものであり、当該行政文書ファイル管理簿のうち上記レコード識別番号に係る行政文書ファイルの名称等と整合するものであることが認められる。

また、当該行政文書ファイルの「作成（取得）時期」欄には「2010年6月2日」との記載が認められ、「起算日」欄には「2012年4月1日」との記載が認められるところ、前者については、本来「21日」と入力すべきところを「2日」と、後者については、本来「2011年」と入力すべきところを「2012年」とそれぞれ誤入力したものと見ることが可能である。

さらに、当該行政文書ファイル管理簿には、上記レコード識別番号の行政文書ファイルに係る記載の外に、他の複数の行政文書ファイルに係る記載も認められるところ、本件対象文書のうち作成（取得）日付が最も早い別紙の「1 重加算税に対する異議申し立て書」は、平成22年（2010年）6月21日付けで作成（取得）されたものであるが、上記他の複数の行政文書ファイルの「作成（取得）時期」は、いずれも同文書の作成（取得）日付と近接していないため、本件対象文書がそれらに含まれるとはうかがわれない。

(3) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書と行政文書ファイル管理簿の状況は、上記（1）の諮問庁の説明と整合しており、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明に、不自然・不合理な点は認められず、これを覆す特段の事情も認められない。

また、上記（１）エの処分庁における探索についても、探索の範囲、方法等が不十分であるとはいえないことから、本件開示請求の対象として本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、特定税務署Aにおいて、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

- 1 重加算税に対する異議申し立て書
- 2 異議申立書（処分用）
- 3 異議審理表（課税関係）
- 4 異議申立書の形式審理表
- 5 不服申立て等連絡せん
- 6 質問てん末書
- 7 異議申立取下書
- 8 不服申立て等処理済連絡せん